

体の不自由な人の福祉ガイド(内部障がいー心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓)

令和8年4月1日現在
真庭市役所 健康福祉部 福祉課
TEL 0867-42-1581
FAX 0867-42-1369

○自立支援医療(更生医療)の給付 申請窓口:市役所 福祉課または各振興局市民サービス窓口

障がいに対し確実な治療効果が期待される医療に限り、医療保険自己負担分の一部又は全部を公費で負担する制度です。

自立支援医療では、指定医療機関で治療を受けられた場合、原則として医療費の一割は自己負担となりますが、所得に応じて月額負担上限額が決められており、負担が重くなりすぎないようにしています。

次の医療が対象となります。

※原則として事後の申請は認められません。治療を受ける前に申請してください。

なお、以下の障害に係る身体障害者手帳を所持していることが必要です。

心臓機能障がい	心室(心房)中隔欠損症	心室(心房)中隔欠損閉鎖術	※原則的には手術を前提としているので、内科的治療のみのものは除く
	弁閉鎖又は狭窄、心臓弁膜症	弁形成術、弁置換術、弁移植術、他	
	心筋梗塞、狭心症	大動脈冠動脈バイパス術、冠動脈形成術	
	洞不全症候群、完全房室ブロック	ペースメーカー移植術、埋込型除細動器移植術、ペースメーカー交換術(電池交換)	
じん臓機能障がい		血液透析、腹膜透析、シャント造設、カテーテル埋込術、他 腎移植術、移植後免疫療法 腹膜透析導入時の訪問看護	
小腸機能障がい		中心静脈栄養法およびそれに伴う合併症に対する医療	
肝臓機能障がい		肝移植術、移植後免疫療法	

○日常生活用具の給付 申請窓口:市役所 福祉課または各振興局市民サービス窓口

*障がいのある方の日常生活の便宜を図るために日常生活用具を給付します。

対象種目等は「真庭市障がい福祉ガイドブック」をご覧ください。(例)ストマ用具